

様式第二号の八(第八条の四の五関係)

(第1面)

産業廃棄物処理計画書

坂下維発第184号
令和5年6月23日

埼玉県知事 大野 元裕 殿



提出者
住 所 埼玉県坂戸市千代田一丁目1番16号
氏 名 坂戸、鶴ヶ島下水道組合
管理者 石川 清
(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)
電話番号 049-283-1101

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条第9項の規定に基づき、産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。

事業場の名称	坂戸、鶴ヶ島下水道組合 石井水処理センター		
事業場の所在地	埼玉県 坂戸市 大字 石井 1336-1		
計画期間	令和5年4月1日	から	令和6年3月1日

当該事業場において現に行っている事業に関する事項

① 事業の種類	上下水道業		
② 事業の規模	現有処理能力	48,900m ³ /日最大	
③ 従業員数	維持管理課職員	10	名
④ 産業廃棄物の一連の処理の工程	別紙-1 石井水処理センター産業廃棄物の一連の処理の工程 別紙-2 石井水処理センター平面図		

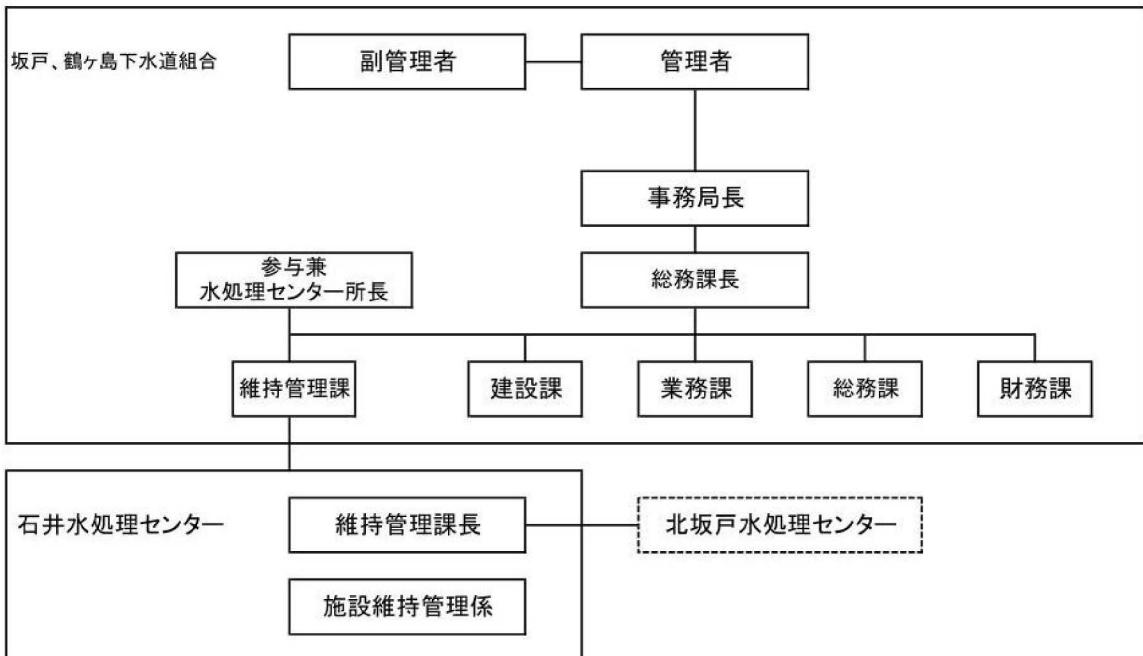
(日本工業規格A列4番)

産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項

責任者及び管理組織図（石井水処理センター）

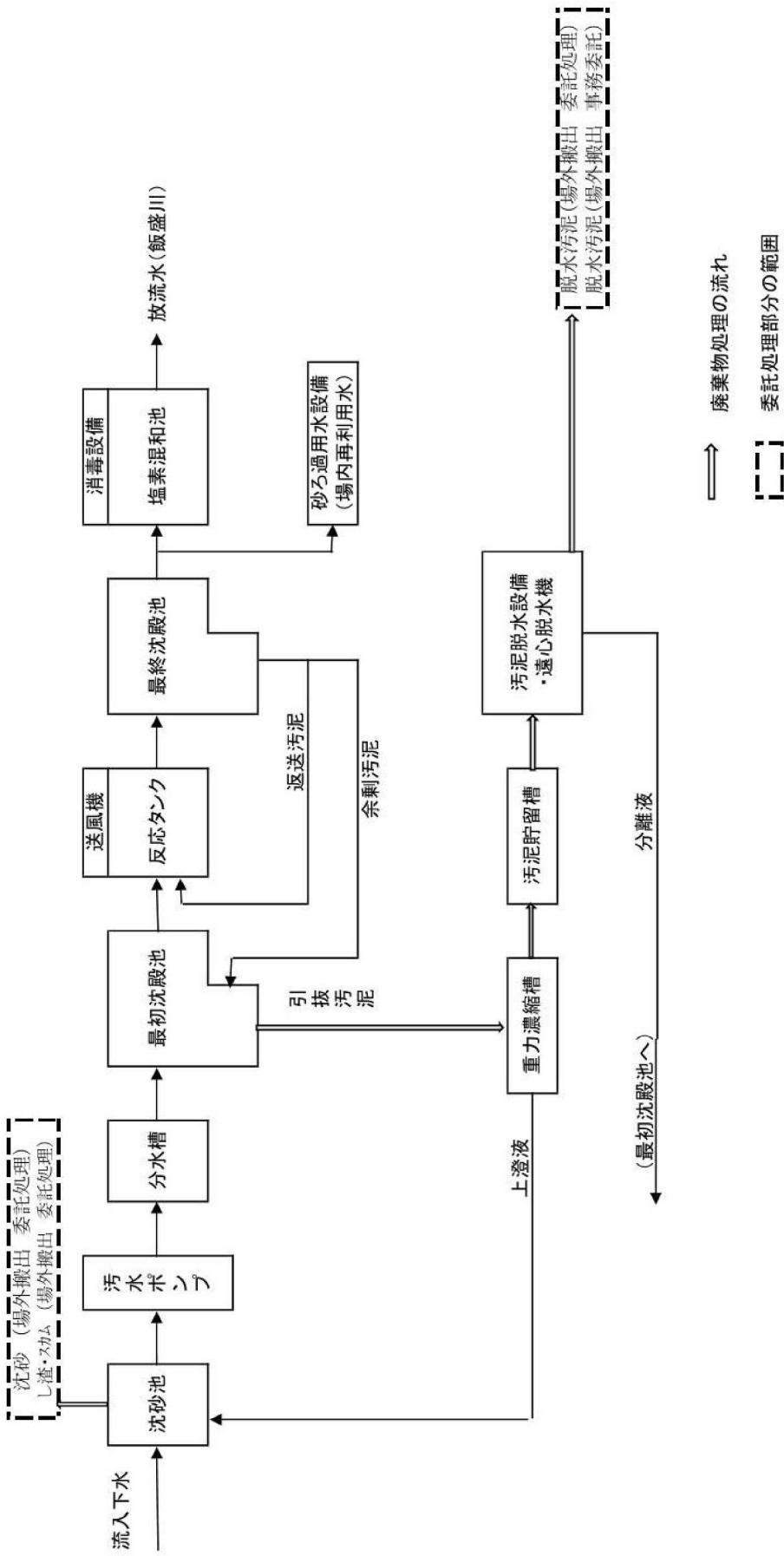
総括責任者	所 属：維持管理課長
廃棄物担当	組織名：維持管理課 組織人数：10人
役割	○廃棄物処理に関する検討 廃棄物の発生抑制、中間処理、適正処理の推進、計画的な廃棄物の管理運営を行う上で必要な事項を検討する。
	○廃棄物処理方針の策定
	○廃棄物処理計画の作成 ○処理業者、再生利用業者の調査、選定及び管理 ○委託契約の締結 ○産業廃棄物及び特別管理産業廃棄物管理票の交付・管理 ○その他関係する事項

廃棄物管理組織



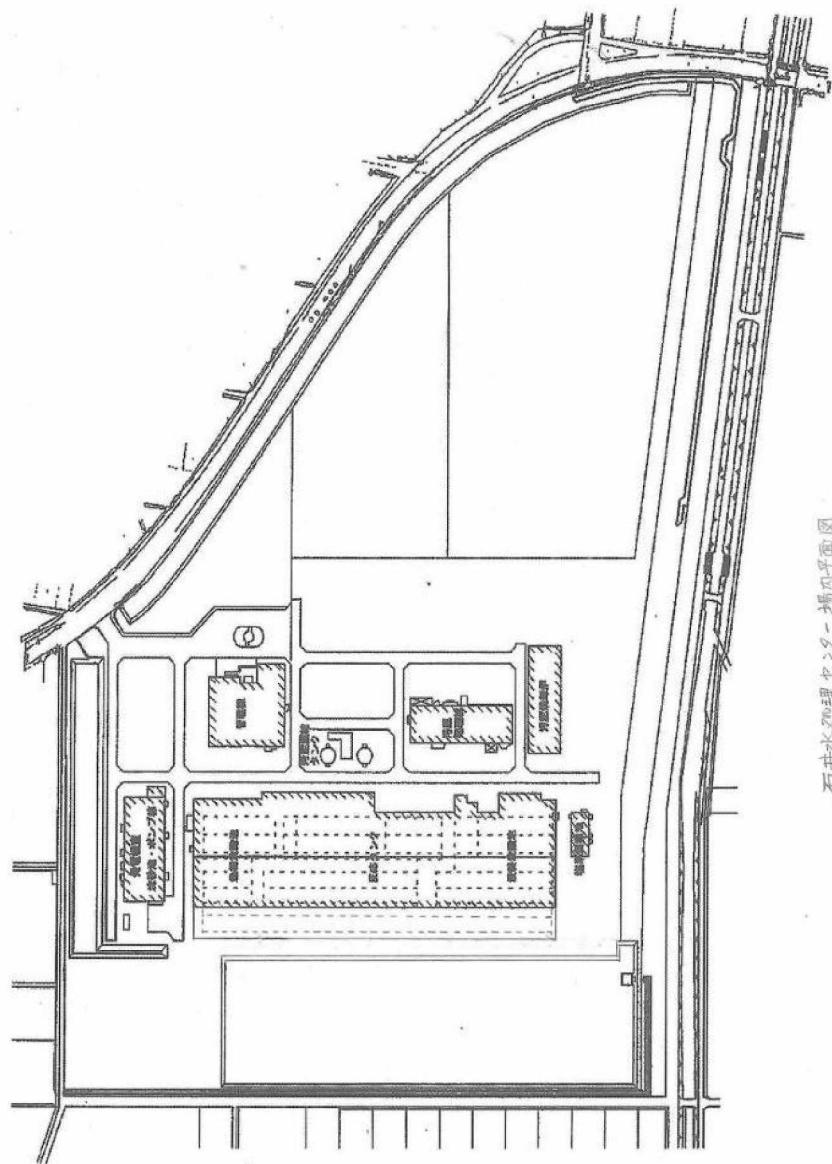
石井水処理センター産廃棄物の一連の処理の工程

別紙一



別紙-2

石井水処理センター 平面図



石井水処理センター 場内平面図

(第2面)

産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項												
産業廃棄物処理計画書	※ 別紙 産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項											
産業廃棄物の排出の抑制に関する事項												
<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="3">【前年度(4 年度)実績】</th> </tr> <tr> <th>産業廃棄物の種類</th> <th>有機性汚泥</th> <th></th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>排出量</td> <td>7,883 t</td> <td>t</td> </tr> </tbody> </table> <p>(これまでに実施した取組)</p> <p>① 現状</p> <p>汚泥焼却設備により、産業廃棄物の減量化に努め、併せて坂戸、鶴ヶ島下水道組合と埼玉県との間の公共下水道の汚泥の処理に関する事務の委託に関する規約により埼玉県に委託し減量化に取組んだ。</p>				【前年度(4 年度)実績】			産業廃棄物の種類	有機性汚泥		排出量	7,883 t	t
【前年度(4 年度)実績】												
産業廃棄物の種類	有機性汚泥											
排出量	7,883 t	t										
<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="3">【目標】</th> </tr> <tr> <th>産業廃棄物の種類</th> <th>有機性汚泥</th> <th></th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>排出量</td> <td>7,706 t</td> <td>t</td> </tr> </tbody> </table> <p>(今後実施する予定の取組)</p> <p>② 計画</p> <p>下水道終末処理場のため、処理区域の拡大に伴う流入下水の増加等により産業廃棄物量は増加する傾向にある。今後も、坂戸、鶴ヶ島下水道組合と埼玉県との間の公共下水道の汚泥の処理に関する事務の委託に関する規約により埼玉県に委託し減量化に取組んでいく。</p>				【目標】			産業廃棄物の種類	有機性汚泥		排出量	7,706 t	t
【目標】												
産業廃棄物の種類	有機性汚泥											
排出量	7,706 t	t										
産業廃棄物の分別に関する事項												
① 現状	(分別している産業廃棄物の種類及び分別に関する取組)											
② 計画	(今後分別する予定の産業廃棄物の種類及び分別に関する取組)											

(第2面)

産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項			
産業廃棄物処理計画書			
※ 別紙 産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項			
産業廃棄物の排出の抑制に関する事項			
① 現状	【前年度(4 年度)実績】		
	産業廃棄物の種類	沈砂	し渣・スカム
② 計画	排出量	33 t	15 t
	(これまでに実施した取組) 下水道終末処理場のため、処理区域の拡大に伴う流入下水の増加等により産業廃棄物量は増加する傾向にある。 抑制についての取組は困難な状況である。		
② 計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	沈砂	し渣・スカム
② 計画	排出量	32 t	12 t
	(今後実施する予定の取組) 下水道終末処理場のため、処理区域の拡大に伴う流入下水の増加等により産業廃棄物量は増加する傾向にある。		
産業廃棄物の分別に関する事項			
① 現状	(分別している産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) _____		
	(今後分別する予定の産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) _____		

(第3面)

自ら行う産業廃棄物の再生利用に関する事項				
産業廃棄物処理計画書		【前年度(年度)実績】		
① 現状	産業廃棄物の種類	—		
	自ら再生利用を行った 産業廃棄物の量	_____ t		t
	(これまでに実施した取組) _____			
② 計画	【目標】			
	産業廃棄物の種類	—		
	自ら再生利用を行った 産業廃棄物の量	_____ t		t
(今後実施する予定の取組) _____				
自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項				
		【前年度(4 年度)実績】		
① 現状	産業廃棄物の種類	有機性汚泥		
	自ら熱回収を行った 産業廃棄物の量	t		t
	自ら中間処理により減量した 産業廃棄物の量	487	t	t
(これまでに実施した取組) 坂戸、鶴ヶ島下水道組合と埼玉県との間の公共下水道の汚泥の処理に関する事務の 委託に関する規約により埼玉県に委託し減量化に取組んでいる。				
② 計画	【目標】			
	産業廃棄物の種類	有機性汚泥		
	自ら熱回収を行う 産業廃棄物の量	t		t
自ら中間処理により減量する 産業廃棄物の量	800	t	t	
(今後実施する予定の取組) 引き続き埼玉県へ委託することで減量化に取組んでいく。				

(第4面)

自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項				
産業廃棄物処理計画書		【前年度(年度)実績】		
① 現状	産業廃棄物の種類	—		
	自ら埋立処分又は 海洋投入処分を行った 産業廃棄物の量	—	t	t
	(これまでに実施した取組) _____			
② 計画	【目標】			
	産業廃棄物の種類	—		
	自ら埋立処分又は 海洋投入処分を行う 産業廃棄物の量	—	t	t
(今後実施する予定の取組) _____				
産業廃棄物の処理の委託に関する事項				
① 現状	【前年度(4 年度)実績】			
	産業廃棄物の種類	有機性汚泥		
	全処理委託量	7,783	t	t
	優良認定処理業者への 処理委託量	2,257	t	t
	再生利用業者への 処理委託量	7,396	t	t
	認定熱回収業者への 処理委託量		t	t
	認定熱回収業者以外への 熱回収を行う業者への 処理委託量		t	t
(これまでに実施した取組) 再利用業者へ処理を委託し、資源化・有効利用に努めた。				

(第4面)

自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項				
産業廃棄物処理計画書	【前年度(年度)実績】			
	産業廃棄物の種類	—		
① 現状	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行った産業廃棄物の量	— t		t
	(これまでに実施した取組)			
② 計画	【目標】			
	産業廃棄物の種類	—		
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行う産業廃棄物の量	— t		t
	(今後実施する予定の取組)			
産業廃棄物の処理の委託に関する事項				
① 現状	【前年度(4 年度)実績】			
	産業廃棄物の種類	沈砂	し渣・スカム	
	全処理委託量	33 t	15 t	
	優良認定処理業者への処理委託量	33 t	15 t	
	再生利用業者への処理委託量	t	t	
	認定熱回収業者への処理委託量	t	t	
	認定熱回収業者以外への熱回収を行う業者への処理委託量	t	t	
	(これまでに実施した取組)			
下水道終末処理場のため、処理区域の拡大に伴う流入下水の増加等により産業廃棄物量は増加する傾向にある。 抑制についての取組は困難な状況である。				

(第5面)

		【目標】		
		産業廃棄物の種類	有機性汚泥	
産業廃棄物処理計画書		全処理委託量	6,906 t	t
		優良認定処理業者への 処理委託量	2,116 t	t
		再生利用業者への 処理委託量	6,906 t	t
		認定熱回収業者への 処理委託量	t	t
		認定熱回収業者以外への 熱回収を行う業者への 処理委託量	t	t
② 計画		(今後実施する予定の取組)		
		<p>下水道終末処理場のため、今後処理区域の拡大に伴う流入下水の増加等により産業廃棄物量は増加する傾向にあるが、今後においても再利用業者へ処理を委託し資源化・有効利用を推進していく。 併せて、他の再利用情報を収集し安定した産業廃棄物処理の確保に努めていく。</p>		
※事務処理欄				

(第5面)

		【目標】		
		産業廃棄物の種類	沈砂	し渣・スカム
産業廃棄物処理計画書		全処理委託量	32 t	12 t
		優良認定処理業者への 処理委託量	t	t
		再生利用業者への 処理委託量	t	t
		認定熱回収業者への 処理委託量	t	t
		認定熱回収業者以外への 熱回収を行う業者への 処理委託量	t	t
② 計画		(今後実施する予定の取組) 下水道終末処理場のため、処理区域の拡大に伴う流入下水の増加等により産業廃棄物量は増加する傾向にある。		
※事務処理欄				

備考

- 1 前年度の産業廃棄物の発生量が1,000トン以上の事業場ごとに1枚作成すること。
- 2 当該年度の6月30日までに提出すること。
- 3 「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。
 - (1)①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
 - (2)②欄には、製造業の場合における製造品出荷額（前年度実績）、建設業の場合における元請完成工事高（前年度実績）、医療機関の場合における病床数（前年度末時点）等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。
 - (3)④欄には、当該事業場において生ずる産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程（当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。）を記入すること。
- 4 「自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。
- 5 「産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条の11第2号に該当する者）への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。
- 6 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「—」を記入すること。
- 7 ※欄は記入しないこと。